

伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊賀市（以下「本市」という。）において再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備等の導入に係る経費を補助する伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金（以下「補助金」という。）の交付について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象設備）

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる設備であって、当該各号に定める要件を満たすものとする。

（1）太陽光発電設備 次のアからエまでに掲げる要件を全て満たすもの

ア 市販されている製品であること。

イ 中古設備でないこと。

ウ リースによる又は第三者が所有する設備でないこと。

エ 増設又は買替えに係る設備でないこと。

オ 野立設置でないこと。

（2）蓄電池 次のアからコまでに掲げる要件を全て満たすもの

ア 市販されている製品であること。

イ 前号に掲げる太陽光発電設備の付帯設備であること。

ウ 中古設備でないこと。

エ リースによる又は第三者が所有する設備でないこと。

オ 増設又は買替えに係る設備でないこと。

カ 前号に掲げる太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電する設備であって、平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであること。

キ 停電時にのみ利用する非常用予備電源でないこと。

ク 定置用であること。

ケ 蓄電容量が20kWh以下であること。

コ 一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されているものであって、別記の仕様を満たすものであること。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。ただし、補助金に係る規則第5条第1項に規定する交付の決定の前に当該購入費用及び工事費用に係る契約を締結しているときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市内で自ら所有し、及び居住する住宅等の屋根に補助対象設備を設置する者
- (2) 規則第12条第2項の規定による実績の報告を行う時点において、補助対象設備を設置する住宅等の所在地を住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 本市に納付すべき市税を滞納していない者
- (4) 補助対象設備について、国、県等から他の補助金等を受けていない者
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「F I T制度」という。）又はF I P（F e e d i n P r e m i u m）制度の認定を取得しない者
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わない者
- (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項（専らF I T制度の認定を受けた者に対するものを除く。）に準拠して設置する者
- (8) 補助対象設備により発電した電力量の30%以上を当該補助対象設備を設置する住宅等の敷地内で自ら消費する者
- (9) 発電した電力量のうち自家消費できない電力を売電する場合にあっては、当該電力に環境価値を紐づけたまま売電することができる者
- (10) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者
- (11) 伊賀市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持っている者又はその者の世帯員が暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を持っている者でないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げる補助対象設備に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光発電設備の発電出力（単位をkWとした場合における太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた値））に7万円と1kW当たりの工事費及び設備費（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と比較して少ない方の額を乗じた額とする。ただし、発電出力10kWを限度とする。
- (2) 蓄電池 蓄電容量1kWh当たりの蓄電池の価格（工事費を含み、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額。以下同じ。）に蓄電容量（小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てた値。蓄電容量が10kWhを超えるときは、10kWh）を乗じて得た額の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、蓄電容量1kWh当たりの蓄電池の価格が15万5,000円を超えるときは、これを15万5,000円とする。

2 補助金の交付は、一の住宅につき及び補助対象者1人につき1回限りとする。

（補助金の交付申請の様式等）

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書（見積金額の内訳が確認できるもの）の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (3) 補助対象設備の設置予定箇所の写真
- (4) 補助対象設備（付帯するパワーコンディショナーを含む。）の仕様等が確認できる書類の写し
- (5) 蓄電池の仕様を確認するための書類及び一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されていることが確認できる書類の写し（蓄電池を設置する場合に限る。）
- (6) 補助対象者及び補助対象設備の設置に係る施工事業者が第4条に掲げる要件を遵守する旨を記載した誓約書
- (7) 補助対象設備により発電した電力の消費量計画書（第4条第8号の要件を満たすことを示すもの）

- (8) 委任状（申請等を委任する場合に限る。）
- (9) 補助対象者の住民票の写し
- (10) 補助対象者が伊賀市において市税の滞納がない又は課税されていないことを証明する書類
- (11) 補助対象者の居住する住宅等に係る登記事項証明書（当該住宅等が既存の住宅等である場合に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定等の通知の様式）

第7条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 補助金に係る規則第7条第2項の規定による交付しないことの決定の通知は、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
（変更等の承認申請の様式等）

第8条 補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）により行うものとする。この場合において、当該申請が変更の申請であるときは、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付するものとする。

- 2 補助金に係る規則第6条第1項第2号に規定する市長が定める軽微な変更は、前条第1項の規定により交付決定した補助金の額の変更がない場合であって、市長が認めるものとする。
- 3 補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更又は中止若しくは廃止の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により行うものとする。
（実績報告の様式等）

第9条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 補助対象設備の設置に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る費用の支払いが確認できる書類及び当該費用の内訳が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象設備の保証書の写し

- (4) 住宅の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し（補助対象設備の設置が住宅の新築又は建売住宅の購入に伴うものである場合に限る。）
- (5) 一般送配電事業者との発電設備の系統連系に係る契約書等の写し
- (6) 余剰電力の売電に係る売電契約書等の写し（接続契約、売電契約等をする場合に限る。）
- (7) 第6条各号に掲げる書類のうち内容等に変更があったもの（前条第2項に規定する軽微な変更があった場合に限る。）
- (8) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の報告は、次の各号のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 前項第4号の保証書に記載された保証開始日（補助対象設備の設置が住宅の新築又は建売住宅の購入に伴う場合にあつては、当該保証開始日又は当該住宅の引渡しを受けた日のいずれか遅い日）から起算して90日を経過する日
- (2) 補助金の交付の申請を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）の1月10日（その日が伊賀市の休日を定める条例（平成16年伊賀市条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）である場合は、その直後の市の休日でない日）
（補助金の額の確定通知の様式）

第10条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。
（補助金の請求及び交付）

第11条 補助金に係る規則第16条に規定する交付は、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金交付請求書（様式第8号）による請求に基づき行うものとする。

2 前項の請求は、次の各号のいずれか早い日までに市長に対し行うものとする。

- (1) 前条の通知を受けた日から起算して30日を経過する日
- (2) 申請年度の1月末日（その日が市の休日の場合は、その直前の市の休日でない日）
（財産の処分の制限に関し市長が定める期間等）

第12条 補助対象設備に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、法定耐用年数の期間とし、同条第2号に規定する市長が指定するものは、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

2 補助対象設備に係る規則第22条に規定する市長の承認は、あらかじめ伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金財産処分等承認申請書（様式第9号）により市長に申請し、これを受

けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象設備の処分等をする場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、国の承認を経て当該財産処分等を承認すべきと認めるときは、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金財産処分等承認通知書（様式第10号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（延滞金）

第13条 補助金に係る規則第20条第1項に規定する延滞金は、同項の規定にかかわらず、補助金の受領の日から規則第19条第1項又は第2項の規定により命ぜられた返還金の納付の日までの日数に応じ、当該返還金に年10.95パーセントの割合を乗じて計算するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第18条第1項の規定による取消しが補助対象設備の設置に係る違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等によるときは、当該延滞金は、規則第19条第1項又は第2項の規定により命ぜられた返還金の納期限の日の翌日から納付までの日数に応じ、当該返還金に年10.95パーセントの割合を乗じて計算するものとする。

（自家消費割合の報告）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年の間、伊賀市太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金自家消費割合報告書（様式第11号）により第4条第8号の要件に係る報告を求めることができる。

- 2 前項に規定する報告は、当該報告の内容を確認することができる書類その他市長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

（関係書類の保存）

第15条 補助金に係る規則第17条第1項に規定する帳簿及び書類は、第12条に規定する期間を経過しないときは、規則第17条第2項の規定にかかわらず、当該期間を経過するまでの間保存しなければならない。

（補助金の終期）

第16条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和9年度までとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。